

岩手県地域防災計画（本編）

新旧対照表

（案）

目 次

第1章 総則

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
----------------------	---

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画	2
第2節 地域防災活動活性化計画	4
第4節の2 通信確保計画	4
第5節 避難対策計画	5
第6節 要配慮者の安全確保計画	11
第9節 建築物等安全確保計画	14
第13節 風水害予防計画	15
第14節 雪害予防計画	17
第16節 土砂災害予防計画	18

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	20
第2節 気象予報・警報等の伝達計画	22
第4節 情報の収集・伝達計画	26
第5節 広報広聴計画	27
第7節 公安警備計画	29
第8節 消防活動計画	30
第11節 自衛隊災害派遣要請計画	31
第12節 防災ボランティア活動計画	32
第14節 災害救助法の適用計画	33
第15節 避難・救出計画	35
第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	48
第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	49

第4章 災害復旧・復興計画

第2節 生活の安定確保計画	50
---------------	----

頁	現 計 画	修 正 案
1-1-3	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、<u>勸告</u>、指導、助言等を行う。</p> <p>[略]</p>	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、<u>指示</u>、指導、助言等を行う。</p> <p>[略]</p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-1	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ 県及び市町村は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。</p> <p>○ 防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。</p> <p>ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催</p> <p>イ インターネット、広報誌の活用</p> <p>ウ 起震車等による災害の擬似体験</p> <p>エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用</p> <p>オ 防災関係資料の作成、配布</p> <p>カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し</p>	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ 県及び市町村は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守るとう意識を持ち自らの判断で<u>タイミングを逸することなく適切な避難行動をとること</u>及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。</p> <p>○ 防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。</p> <p>ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催</p> <p>イ インターネット、広報誌の活用</p> <p>ウ 起震車等による災害の擬似体験</p> <p>エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用</p> <p>オ 防災関係資料の作成、配布</p> <p>カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し</p>
1-2-2	<p>キ 自主防災活動に対する指導</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要</p> <p>イ 気象警報、避難勧告等の意味及び内容</p> <p>ウ 平時における心得</p> <p>① 地域の危険箇所や<u>避難場所、避難道路</u>等を確認する。</p> <p>② 他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。</p> <p>③～⑦ [略]</p> <p>⑧ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。</p> <p>エ～ケ [略]</p>	<p>キ 自主防災活動に対する指導</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要</p> <p>イ 気象警報、避難<u>指示</u>等の意味及び内容</p> <p>ウ 平時における心得</p> <p>① 地域の危険箇所や<u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難経路</u>等を確認する。</p> <p>② 他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。</p> <p>③～⑦ [略]</p> <p>⑧ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。</p> <p>⑨ <u>広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。</u></p> <p>エ～ケ [略]</p>

	<p>○ [略]</p> <p>○ 県及び市町村は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</p> <p>[略]</p>	<p>○ [略]</p> <p>○ 県及び市町村は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</p> <p><u>○ 県及び市町村は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。</u></p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-4	<p>第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 自主防災組織の活動</p> <p>○ [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 災害時の活動</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 住民に対する避難<u>勧告</u>等の伝達、確認</p> <p>④～⑥ [略]</p> <p>[略]</p>	<p>第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 自主防災組織の活動</p> <p>○ [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 災害時の活動</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 住民に対する避難<u>指示</u>等の伝達、確認</p> <p>④～⑥ [略]</p> <p>[略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-12	<p>第4節の2 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSな</u> <u>ど、I C Tの防災施策への積極的な活用が必要</u> <u>である。</u></p> <p>[略]</p>	<p>第4節の2 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>効率的・効果的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を</u> <u>促進する必要がある。デジタル化に当たって</u> <u>は、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、</u> <u>システムを活用したデータ収集・分析・加工・</u> <u>共有の体制整備を図る必要がある。</u></p> <p>[略]</p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-15	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○市町村は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。</p> <p>[市町村における避難所の指定状況 資料編2-5-1]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア <u>避難準備・高齢者等避難開始（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるもの）、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法</u></p> </div> <p>イ～ケ [略]</p>	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○市町村は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。</p> <p>[市町村における避難所の指定状況 資料編2-5-1]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア <u>高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法</u></p> </div> <p>イ～ケ [略]</p>
1-2-16	<p>○ 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>○ 避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。</p> <p>○ 市町村は、「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」を参考に<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報</u>（以下「<u>避難勧告等</u>」という。）の具体的な発令基準を策定し、市町村地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて</p>	<p>○ 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>○ 避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。</p> <p>○ 市町村は、「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」を参考に<u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>（以下本編中「<u>避難指示等</u>」という。）の具体的な発令基準を策定し、市町村地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が</p>

<p>1-2-17</p>	<p>住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、<u>避難勧告等</u>を適切に発令することができるよう、具体的な避難勧告等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。</p> <p>○ 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、<u>避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるように、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u>国土交通省、気象庁及び県は、市町村に対し、これらの基準及び<u>範囲</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○ 避難計画に盛り込む<u>避難勧告等</u>の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、市町村による<u>避難勧告等</u>の基準の策定又は見直しを支援する。</p> <p>○ 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非</p>	<p>発生する危険性が高くなっている地域に対して、<u>避難指示等</u>を適切に発令することができるよう、具体的な<u>避難指示等</u>の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。</p> <p>○ 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難指示等</u>の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な<u>避難指示等</u>の発令基準を策定することとする。また、<u>安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u>国土交通省、気象庁及び県は、市町村に対し、これらの基準及び<u>対象区域</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○ 避難計画に盛り込む<u>避難指示等</u>の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、市町村による<u>避難指示等</u>の基準の策定又は見直しを支援する。</p> <p>避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非</p>
---------------	---	---

1-2-18	<p>常時の連絡手段等の安全確保策を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難計画の作成に当たっては、<u>避難勧告</u>等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。 ○ 市町村は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。 <p>[略]</p> <p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市町村長に報告する。 ○ 海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する<u>避難勧告</u>等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。 <p>3 広域一時滞在</p> <p>(1) 市町村の役割</p>	<p>常時の連絡手段等の安全確保策を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難計画の作成に当たっては、<u>避難指示</u>等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。 ○ 市町村は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。 <p>[略]</p> <p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市町村長に報告する。 ○ 海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する<u>避難指示</u>等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。 <p>3 広域避難及び広域一時滞在</p> <p>(1) 市町村の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル</u>
--------	--	---

○ 市町村は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内の他市町村への一時的な滞在（以下「県内広域一時滞在」という。）又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

○ 市町村は、県内広域一時滞在中の受入れ又は他の都道府県の避難者の一時的な滞在（以下「他都道府県広域一時滞在」という。）の受入れを想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。

(2) 県の役割

○ 県は、県内広域一時滞在中及び県外広域一時滞在中並びに他都道府県広域一時滞在中の受入れが円滑に実施できるよう、連絡・調整窓口の明確化を図るとともに、他の都道府県の協議窓口や県内の受け入れ可能な施設をあらかじめ把握するなど、具体的な手続き等を定めたマニュアル等を整備する。

[県本部の担当]

部	課等	出先機関	担当業務
復興防	[略]	[略]	[略]
災部	復興くらし再建課	広域振興局 保健福祉環境部等	県内広域一時滞在中に係る連絡・調整等
ふるさと振興部	交通政策室	広域振興局	県内広域一時滞在中に係る輸送体制の連絡・調整等

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

等の整備に努める。

○ 市町村は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

○ 市町村は、広域避難又は広域一時滞在中の受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。

(2) 県の役割

○ 県は、広域避難等の受入れが円滑に実施できるよう、連絡・調整窓口配慮の明確化を図るとともに、他の都道府県の協議窓口や県内の受け入れ可能な施設をあらかじめ把握するなど、具体的な手続き等を定めたマニュアル等を整備する。

[県本部の担当]

部	課等	出先機関	担当業務
復興防	[略]	[略]	[略]
災部	復興くらし再建課	広域振興局 保健福祉環境部等	<u>県内広域避難又は県内広域一時滞在中に係る連絡・調整等</u>
ふるさと振興部	交通政策室	広域振興局	<u>県内広域避難又は県内広域一時滞在中に係る輸送体制の連絡・調整等</u>

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

1-2-18

1-2-20	<p>○ 市町村は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。</p> <p>この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。</p>	<p>○ 市町村は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。</p> <p>この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。</p> <p>○ <u>市町村は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p>							
	<table border="1" data-bbox="268 616 849 712"> <tr> <td>避難場所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>○ 市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p> <p>○ 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>○ 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。</p>	避難場所	[略]	避難所	[略]	<table border="1" data-bbox="874 616 1465 712"> <tr> <td>避難場所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>○ <u>指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを住民等へ周知するよう努める。</u></p> <p>○ 市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p> <p>○ <u>市町村は災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u></p> <p>○ 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>○ <u>福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。</u></p> <p>○ <u>市町村は福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。</u></p> <p>○ <u>市町村は福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p>○ 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。</p>	避難場所	[略]	避難所
避難場所	[略]								
避難所	[略]								
避難場所	[略]								
避難所	[略]								

<p>1-2-21</p>	<p>[略]</p> <p>第5 避難行動要支援者名簿</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>○ 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を適切に行うため、市町村地域防災計画において概ね次の事項を定める。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難<u>勧告</u>等の際における情報伝達上の配慮</p> <p>キ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>[略]</p> <p>第5 避難行動要支援者名簿</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>○ 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を適切に行うため、市町村地域防災計画において概ね次の事項を定める。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難<u>指示</u>等の際における情報伝達上の配慮</p> <p>キ [略]</p> <p>○ [略]</p>												
<p>1-2-22</p>	<p>第6 避難に関する広報</p> <p>○ 県及び市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、<u>あらゆる機会</u>を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。</p> <table border="1" data-bbox="292 1469 847 1879"> <tr> <td>避難場所等に関する事項</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>避難行動に関する事項</td> <td>ア [略] イ 避難<u>勧告</u>等の用語の意味 ウ 避難<u>勧告</u>等の伝達方法 [略]</td> </tr> <tr> <td>災害に関する事項</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	避難場所等に関する事項	[略]	避難行動に関する事項	ア [略] イ 避難 <u>勧告</u> 等の用語の意味 ウ 避難 <u>勧告</u> 等の伝達方法 [略]	災害に関する事項	[略]	<p>第6 避難に関する広報</p> <p>○ 県及び市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施、<u>ホームページやアプリケーション</u>など、<u>多様な手段</u>を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。</p> <table border="1" data-bbox="898 1469 1453 1879"> <tr> <td>避難場所等に関する事項</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>避難行動に関する事項</td> <td>ア [略] イ 避難<u>指示</u>等の用語の意味 ウ 避難<u>指示</u>等の伝達方法 [略]</td> </tr> <tr> <td>災害に関する事項</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	避難場所等に関する事項	[略]	避難行動に関する事項	ア [略] イ 避難 <u>指示</u> 等の用語の意味 ウ 避難 <u>指示</u> 等の伝達方法 [略]	災害に関する事項	[略]
避難場所等に関する事項	[略]													
避難行動に関する事項	ア [略] イ 避難 <u>勧告</u> 等の用語の意味 ウ 避難 <u>勧告</u> 等の伝達方法 [略]													
災害に関する事項	[略]													
避難場所等に関する事項	[略]													
避難行動に関する事項	ア [略] イ 避難 <u>指示</u> 等の用語の意味 ウ 避難 <u>指示</u> 等の伝達方法 [略]													
災害に関する事項	[略]													
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>													

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-26	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市町村は、<u>避難勧告</u>等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者の実態把握</p> <p>○ 市町村は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。</p>	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市町村は、<u>避難指示</u>等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>○ 市町村は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。</p> <p>○ <u>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものであるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。</u></p> <p>○ <u>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円</u></p>

	<p>滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。</p> <p>○ 市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>○ 県は、避難支援プラン及び避難行動要支援者情報を掲載した地域福祉マップづくりの取組を支援する。</p> <p>[略]</p> <p>2 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>○ 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。</p> <p>○ 市町村は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。</p> <p>○ 市町村は、要配慮者利用施設の管理者に対し、<u>避難勧告</u>等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。</p> <p>○ 市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>○ 市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>○ 県は、避難支援プラン及び避難行動要支援者情報を掲載した地域福祉マップづくりの取組を支援する。</p> <p>[略]</p> <p>2 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>○ 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した<u>高齢者等避難</u>を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。</p> <p>○ 市町村は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。</p> <p>[略]</p> <p>○ 市町村は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。</p> <p>○ 市町村は、要配慮者利用施設の管理者に対し、<u>避難指示</u>等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。</p> <p>3～6 [略]</p>
1-2-27	<p>7 外国人の安全確保対策について</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 情報発信及び案内標識板等の整備</p> <p>○ 市町村は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による<u>避難勧告</u>等の伝達手段の確保に努める。</p>	<p>7 外国人の安全確保対策について</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 情報発信及び案内標識板等の整備</p> <p>○ 市町村は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による<u>避難指示</u>等の伝達手段の確保に努める。</p>
1-2-28		

	<p>また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにするるとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。</p> <p>○ 県及び市町村は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。</p>	<p>また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにするるとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。</p> <p>○ 県及び市町村は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-2-36</p> <p>1-2-36</p>	<p>第9節 建築物等安全確保計画</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 建築物の安全確保</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 学校、病院、庁舎等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能を確保するよう指導する。</p> <p>[略]</p>	<p>第9節 建築物等安全確保計画</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 建築物の安全確保</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 学校、病院、庁舎等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能を確保するよう指導する。</p> <p><u>○ 市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</u></p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-51	<p>第13節 風水害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 洪水等による水害を予防するため、河川改修事業、ダム建設事業、砂防事業、農地防災事業、障害防止対策事業及び治山事業を計画的に実施する。</p> <p>[略]</p> <p>第2 河川改修事業</p> <p>[略]</p>	<p>第13節 風水害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 洪水等による水害を予防するため、<u>県及び市町村は、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業、ダム建設事業、砂防事業、農地防災事業、障害防止対策事業及び治山事業を計画的に実施する。</u></p> <p>[略]</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり</p> <p>○ <u>市町村は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>県及び市町村は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</u></p> <p>○ <u>市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u></p> <p>○ <u>市町村は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</u></p> <p>第3 河川改修事業</p> <p>[略]</p>

<p>1-2-52</p> <p>1-2-53</p> <p>1-2-54</p>	<p>第3 ダム建設事業 [略]</p> <p>第4 砂防事業 [略]</p> <p>第5 農地防災事業 [略]</p> <p>第6 障害防止対策事業 [略]</p> <p>第7 治山事業 [略]</p> <p>第8 河川情報基盤整備事業等 [略]</p> <p>第9 施設の管理 [略]</p> <p>第10 浸水想定区域の公表及び周知 [略]</p> <p>第11 風害予防の普及啓発 [略]</p> <p>第12 関係者間の密接な連携体制の構築 [略]</p>	<p>第4 ダム建設事業 [略]</p> <p>第5 砂防事業 [略]</p> <p>第6 農地防災事業 [略]</p> <p>第7 障害防止対策事業 [略]</p> <p>第8 治山事業 [略]</p> <p>第9 河川情報基盤整備事業等 [略]</p> <p>第10 施設の管理 [略]</p> <p>第11 浸水想定区域の公表及び周知 [略]</p> <p>第12 風害予防の普及啓発 [略]</p> <p>第13 関係者間の密接な連携体制の構築 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-2-56</p> <p>1-2-57</p>	<p>第14節 雪害予防計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 道路交通の確保</p> <p>1 除雪対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。</p> <p>○ 国土交通省及び地方公共団体は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下、本節中「集中的な大雪」という。）時においても、<u>道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>○ 集中的な大雪に対しては、国土交通省、地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p> <p>[略]</p>	<p>第14節 雪害予防計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 道路交通の確保</p> <p>1 除雪対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。</p> <p>○ 国土交通省及び地方公共団体は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下、本節中「集中的な大雪」という。）時においても、<u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>○ 集中的な大雪に対しては、国土交通省、地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-2-62	<p>第16節 土砂災害予防計画 第1～第6 [略]</p>	<p>第16節 土砂災害予防計画 第1～第6 [略]</p>																								
1-2-64	<p>第7 土砂災害警戒情報の発表 1 目的及び発表機関</p> <p>○ 大雨警報（土砂災害）が発表されている場合において、大雨による土砂災害の発生の危険度が更に高まったときに、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 利用に当たっての留意点</p>	<p>第7 土砂災害警戒情報の発表 1 目的及び発表機関</p> <p>○ 大雨警報（土砂災害）が発表されている場合において、大雨による土砂災害の発生の危険度が更に高まったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 利用に当たっての留意点</p>																								
1-2-65	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 市町村長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討すること。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 避難勧告等のための情報提供</p> <p>○県は補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。</p> <p>土砂災害警戒情報の補足情報</p> <table border="1" data-bbox="272 1608 847 2098"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>極めて危険 【警戒レベル4相当】</td> <td>濃い紫</td> <td>すでに土砂災害警戒情報の基準に到達 (避難指示(緊急)の 検討が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>非常に危険 【警戒レベル4相当】</td> <td>薄い紫</td> <td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難勧告の検討が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>警戒</td> <td>赤</td> <td>2時間先までに警報</td> </tr> </tbody> </table>	危険度	表示	状況	極めて危険 【警戒レベル4相当】	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達 (避難指示(緊急)の 検討が必要な状況)	非常に危険 【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難勧告の検討が必要な状況)	警戒	赤	2時間先までに警報	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 市町村長が行う避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大や緊急安全確保の発令の更なる措置を検討すること。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 避難指示等のための情報提供</p> <p>○県は補足情報として、危険度を表示した地図情報を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。</p> <p>土砂災害警戒情報の補足情報</p> <table border="1" data-bbox="879 1608 1453 2098"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>極めて危険 【警戒レベル4相当】</td> <td>濃い紫</td> <td>すでに土砂災害警戒情報の基準に到達</td> </tr> <tr> <td>非常に危険 【警戒レベル4相当】</td> <td>薄い紫</td> <td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の判断が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>警戒</td> <td>赤</td> <td>2時間先までに警報</td> </tr> </tbody> </table>	危険度	表示	状況	極めて危険 【警戒レベル4相当】	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達	非常に危険 【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の判断が必要な状況)	警戒	赤	2時間先までに警報
危険度	表示	状況																								
極めて危険 【警戒レベル4相当】	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達 (避難指示(緊急)の 検討が必要な状況)																								
非常に危険 【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難勧告の検討が必要な状況)																								
警戒	赤	2時間先までに警報																								
危険度	表示	状況																								
極めて危険 【警戒レベル4相当】	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達																								
非常に危険 【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の判断が必要な状況)																								
警戒	赤	2時間先までに警報																								

【警戒レベル3相当】		基準に到達すると予想 (避難準備・高齢者等避難開始の検討が必要な状況)
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

【警戒レベル3相当】		基準に到達すると予想 (高齢者等避難の検討が必要な状況)
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

1-2-66

第8 土砂災害緊急情報の発表

1・2 [略]

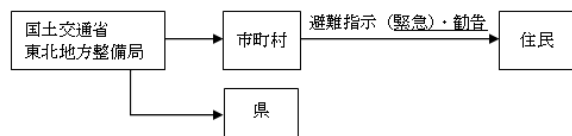
3 土砂災害緊急情報

○ 県又は国土交通省は、法第60条第1項の規定による避難勧告、避難指示（緊急）等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

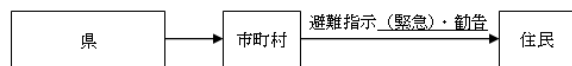
4 情報の伝達体制

○ 情報の伝達は、次に掲げる系統図により行う。

(国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図)



(県が緊急調査を行う場合の伝達系統図)



[略]

1-2-67

第8 土砂災害緊急情報の発表

1・2 [略]

3 土砂災害緊急情報

○ 県又は国土交通省は、法第60条第1項の規定による避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

4 情報の伝達体制

○ 情報の伝達は、次に掲げる系統図により行う。

(国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図)



(県が緊急調査を行う場合の伝達系統図)



[略]

修正理由

- 防災基本計画の修正に伴う修正
- 法令等の改正に伴う修正

頁	現 計 画	修 正 案																																																
1-3-1	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1・2 [略]</p>	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1・2 [略]</p>																																																
1-3-6	<p>3 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>3 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p>																																																
1-3-14	<p>(3) 分掌事務</p> <p>○ 各部は、平常時から所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。</p>	<p>(3) 分掌事務</p> <p>○ 各部は、平常時から所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。</p>																																																
1-3-15	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">災害発生前</td> <td>1 事前の情報収集、連絡調整</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 災害対策用資機材の点検整備</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>3 公安警備対策</td> <td><u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>及び避難誘導の準備</td> </tr> <tr> <td>4 活動体制の整備</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>5 活動体制の徹底</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">災害発生後</td> <td>1 情報連絡活動</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 本部員会議の開催</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>3 災害広報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4 公安警備対策</td> <td>(1) <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>及び避難誘導</td> </tr> <tr> <td>5 避難対策</td> <td>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	[略]	2 災害対策用資機材の点検整備	[略]	3 公安警備対策	<u>避難勧告、避難指示(緊急)</u> 及び避難誘導の準備	4 活動体制の整備	[略]	5 活動体制の徹底	[略]	災害発生後	1 情報連絡活動	[略]	2 本部員会議の開催	[略]	3 災害広報	[略]	4 公安警備対策	(1) <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u> 及び避難誘導	5 避難対策	(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営	[略]	[略]	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">災害発生前</td> <td>1 事前の情報収集、連絡調整</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 災害対策用資機材の点検整備</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>3 公安警備対策</td> <td><u>避難指示</u>及び避難誘導の準備</td> </tr> <tr> <td>4 活動体制の整備</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>5 活動体制の徹底</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">災害発生後</td> <td>1 情報連絡活動</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 本部員会議の開催</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>3 災害広報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4 公安警備対策</td> <td>(1) <u>避難指示</u>及び避難誘導</td> </tr> <tr> <td>5 避難対策</td> <td>(1) <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	[略]	2 災害対策用資機材の点検整備	[略]	3 公安警備対策	<u>避難指示</u> 及び避難誘導の準備	4 活動体制の整備	[略]	5 活動体制の徹底	[略]	災害発生後	1 情報連絡活動	[略]	2 本部員会議の開催	[略]	3 災害広報	[略]	4 公安警備対策	(1) <u>避難指示</u> 及び避難誘導	5 避難対策	(1) <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営	[略]	[略]
	災害発生前		1 事前の情報収集、連絡調整	[略]																																														
			2 災害対策用資機材の点検整備	[略]																																														
			3 公安警備対策	<u>避難勧告、避難指示(緊急)</u> 及び避難誘導の準備																																														
			4 活動体制の整備	[略]																																														
		5 活動体制の徹底	[略]																																															
	災害発生後	1 情報連絡活動	[略]																																															
		2 本部員会議の開催	[略]																																															
		3 災害広報	[略]																																															
		4 公安警備対策	(1) <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u> 及び避難誘導																																															
5 避難対策		(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営																																																
[略]		[略]																																																
災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	[略]																																																
	2 災害対策用資機材の点検整備	[略]																																																
	3 公安警備対策	<u>避難指示</u> 及び避難誘導の準備																																																
	4 活動体制の整備	[略]																																																
	5 活動体制の徹底	[略]																																																
災害発生後	1 情報連絡活動	[略]																																																
	2 本部員会議の開催	[略]																																																
	3 災害広報	[略]																																																
	4 公安警備対策	(1) <u>避難指示</u> 及び避難誘導																																																
	5 避難対策	(1) <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営																																																
	[略]	[略]																																																

1-3-19	<p>[略]</p> <p>第4 市町村の活動体制</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、必要に応じ、関係指定地方 行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の 派遣を要請する。この場合において、市町村本 部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係る あつせんを求めることができる。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>第4 市町村の活動体制</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、必要に応じ、関係指定地方 行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の 派遣を要請する。この場合において、市町村本 部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係る あつせんを求めることができる。</p> <p><u>○ 市町村は、災害時に、適切な管理のなされて いない空家に対し、緊急に安全を確保するた めの必要最小限の措置として、必要に応じて、外 壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の 支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措 置を行うものとする。</u></p> <p>[略]</p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案												
1-3-23	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1・第2 [略]</p>	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1・第2 [略]</p>												
1-3-24	<p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p>												
1-3-25	<p>イ 情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="264 1429 845 1653"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">気象に関する情報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	気象に関する情報	[略]	[略]	[略]	<p>イ 情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="871 1429 1458 1653"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">気象に関する情報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	気象に関する情報	[略]	[略]	[略]
種 類	内 容													
気象に関する情報	[略]													
	[略]													
	[略]													
種 類	内 容													
気象に関する情報	[略]													
	[略]													
	[略]													

	土砂災害警戒情報（備考1）	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当		土砂災害警戒情報（備考1）	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	[略]	[略]		[略]	[略]
1-3-26	ウ [略]			ウ [略]	
1-3-27	エ 警報の種類（発表基準 気象警報発表基準等資料編3-2-2			エ 警報の種類（発表基準 気象警報発表基準等資料編3-2-2）	
	種 類	発 表 基 準		種 類	発 表 基 準
	[略]	[略]		[略]	[略]
	備考1	[略]		備考1	[略]
	2	[略]		2	[略]
	3	警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおりである。		3	警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおりである。
	種 類	概 要		種 類	概 要
	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
1-3-29	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新してい		流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新してい

る。
 水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難勧告」を発令することが基本となる。

る。
 水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。

オ 特別警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
気象特別警報	[略]
[略]	[略]
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、 <u>命を守るための最善の行動をとる必要があること</u> を示す警戒レベル5に相当 ○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
[略]	[略]
高潮特別警報	[略]
波浪特別警報	[略]
地面現象特別警報（備考1）	[略]

カ～ク [略]
 ケ その他
 （消防法に基づくもの）
 [略]
 （水防法に基づくもの）

オ 特別警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
気象特別警報	[略]
[略]	[略]
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している <u>又は切迫している</u> 状況であり、 <u>命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要があること</u> を示す警戒レベル5に相当 ○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
[略]	[略]
高潮特別警報	[略]
波浪特別警報	[略]
地面現象特別警報（備考1）	[略]

カ～ク [略]
 ケ その他
 （消防法に基づくもの）
 [略]
 （水防法に基づくもの）

1-3-30

1-3-36

1-3-37

[略]
 (水防法及び気象業務法に基づくもの)
 (ア) [略]
 (イ) 指定河川洪水予報

	表題 (種類)	概要
北上川上流洪水予報、 雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	[略]
	氾濫警戒情報 (洪水警戒報)	[略]
	氾濫危険情報 (洪水警戒報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、 <u>避難勧告</u> の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫発生情報 (洪水警戒報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、 <u>命を守るための最善の行動</u> を取る必要があることを示す警戒レベル5に相当。

[略]

[略]
 (水防法及び気象業務法に基づくもの)
 (ア) [略]
 (イ) 指定河川洪水予報

	表題 (種類)	概要
北上川上流洪水予報、 雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	[略]
	氾濫警戒情報 (洪水警戒報)	[略]
	氾濫危険情報 (洪水警戒報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、 <u>避難指示</u> の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫発生情報 (洪水警戒報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、 <u>命の危険があるため直ちに身の安全を確保する必要がある</u> ことを示す警戒レベル5に相当。

[略]

修正理由 ○ 防災基本計画の修正に伴う修正
 ○ 法令等の改正に伴う修正

頁	現 計 画	修 正 案																																																
1-3-47	第4節 情報の収集・伝達計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者） <table border="1"> <tr> <th>実施機関</th> <th>収集、伝達する災害情報の内容</th> <th>初期情報報告様式</th> <th>被害額等報告様式</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村 本部長</td> <td>1 [略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の実施状況</td> <td>1-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3～22 [略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県本部 長</td> <td>1 [略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 <u>避難勧告・指示</u>の実施状況</td> <td>1-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3～27 [略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式	市町村 本部長	1 [略]	[略]	[略]	2 <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> の実施状況	1-1	-	3～22 [略]	[略]	[略]	県本部 長	1 [略]	[略]	[略]	2 <u>避難勧告・指示</u> の実施状況	1-1	-	3～27 [略]	[略]	[略]	第4節 情報の収集・伝達計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者） <table border="1"> <tr> <th>実施機関</th> <th>収集、伝達する災害情報の内容</th> <th>初期情報報告様式</th> <th>被害額等報告様式</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村 本部長</td> <td>1 [略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 <u>避難指示等</u>の実施状況</td> <td>1-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3～22 [略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県本部 長</td> <td>1 [略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 <u>避難指示等</u>の実施状況</td> <td>1-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3～27 [略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式	市町村 本部長	1 [略]	[略]	[略]	2 <u>避難指示等</u> の実施状況	1-1	-	3～22 [略]	[略]	[略]	県本部 長	1 [略]	[略]	[略]	2 <u>避難指示等</u> の実施状況	1-1	-	3～27 [略]	[略]	[略]
実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式																																															
市町村 本部長	1 [略]	[略]	[略]																																															
	2 <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> の実施状況	1-1	-																																															
	3～22 [略]	[略]	[略]																																															
県本部 長	1 [略]	[略]	[略]																																															
	2 <u>避難勧告・指示</u> の実施状況	1-1	-																																															
	3～27 [略]	[略]	[略]																																															
実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式																																															
市町村 本部長	1 [略]	[略]	[略]																																															
	2 <u>避難指示等</u> の実施状況	1-1	-																																															
	3～22 [略]	[略]	[略]																																															
県本部 長	1 [略]	[略]	[略]																																															
	2 <u>避難指示等</u> の実施状況	1-1	-																																															
	3～27 [略]	[略]	[略]																																															
1-3-49	[略]	[略]																																																
	[県本部の担当]	[県本部の担当]																																																
	<table border="1"> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当内容</th> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">復興防 災部</td> <td rowspan="3">防災課</td> <td rowspan="3">総務班</td> <td>1 被害発生等報告</td> </tr> <tr> <td>2 <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の実施状況</td> </tr> <tr> <td>3～6 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	部	課等	地方支部班	担当内容	総務部	[略]	[略]	[略]	復興防 災部	防災課	総務班	1 被害発生等報告	2 <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> の実施状況	3～6 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当内容</th> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">復興防 災部</td> <td rowspan="3">防災課</td> <td rowspan="3">総務班</td> <td>1 被害発生等報告</td> </tr> <tr> <td>2 <u>避難指示等</u>の実施状況</td> </tr> <tr> <td>3～6 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	部	課等	地方支部班	担当内容	総務部	[略]	[略]	[略]	復興防 災部	防災課	総務班	1 被害発生等報告	2 <u>避難指示等</u> の実施状況	3～6 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]												
部	課等	地方支部班	担当内容																																															
総務部	[略]	[略]	[略]																																															
復興防 災部	防災課	総務班	1 被害発生等報告																																															
			2 <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> の実施状況																																															
			3～6 [略]																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																															
部	課等	地方支部班	担当内容																																															
総務部	[略]	[略]	[略]																																															
復興防 災部	防災課	総務班	1 被害発生等報告																																															
			2 <u>避難指示等</u> の実施状況																																															
			3～6 [略]																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																															
1-3-50	[略]	[略]																																																
	[略]	[略]																																																
	(5) 報告の系統	(5) 報告の系統																																																
	[略]	[略]																																																
1-3-57	報告区分系統図 1-1 <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> の実施状況報告	報告区分系統図 1-1 <u>避難指示等</u> の実施状況報告																																																
修正理由	<input type="checkbox"/> 防災基本計画の修正に伴う修正 <input type="checkbox"/> 法令等の改正に伴う修正																																																	

頁	現 計 画	修 正 案																																				
1-3-67	<p>第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="268 304 850 618"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1 [略] 2 [略] 3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） 4～15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1 [略] 2 [略] 3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） 4～14 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	市町村本部長	1 [略] 2 [略] 3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） 4～15 [略]	県本部長	1 [略] 2 [略] 3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） 4～14 [略]	<p>第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="882 304 1461 618"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1 [略] 2 [略] 3 市町村長等が実施した避難指示等 4～15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1 [略] 2 [略] 3 市町村長等が実施した避難指示等 4～14 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	市町村本部長	1 [略] 2 [略] 3 市町村長等が実施した避難指示等 4～15 [略]	県本部長	1 [略] 2 [略] 3 市町村長等が実施した避難指示等 4～14 [略]																								
実施機関	広報広聴活動の内容																																					
市町村本部長	1 [略] 2 [略] 3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） 4～15 [略]																																					
県本部長	1 [略] 2 [略] 3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） 4～14 [略]																																					
実施機関	広報広聴活動の内容																																					
市町村本部長	1 [略] 2 [略] 3 市町村長等が実施した避難指示等 4～15 [略]																																					
県本部長	1 [略] 2 [略] 3 市町村長等が実施した避難指示等 4～14 [略]																																					
1-3-68	<p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="268 936 850 1249"> <thead> <tr> <th>日本放送協会 盛岡放送局</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 気象予報・警報等の伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 緊急警報放送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 避難勧告等の情報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 災害の発生状況及び被害状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> </tbody> </table>	日本放送協会 盛岡放送局			1 気象予報・警報等の伝達		2 緊急警報放送		3 避難勧告等の情報		4 災害の発生状況及び被害状況		5 各災害応急対策の実施状況	<p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="882 936 1461 1249"> <thead> <tr> <th>日本放送協会 盛岡放送局</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 気象予報・警報等の伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 緊急警報放送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 避難指示等の情報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 災害の発生状況及び被害状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> </tbody> </table>	日本放送協会 盛岡放送局			1 気象予報・警報等の伝達		2 緊急警報放送		3 避難指示等の情報		4 災害の発生状況及び被害状況		5 各災害応急対策の実施状況												
日本放送協会 盛岡放送局																																						
	1 気象予報・警報等の伝達																																					
	2 緊急警報放送																																					
	3 避難勧告等の情報																																					
	4 災害の発生状況及び被害状況																																					
	5 各災害応急対策の実施状況																																					
日本放送協会 盛岡放送局																																						
	1 気象予報・警報等の伝達																																					
	2 緊急警報放送																																					
	3 避難指示等の情報																																					
	4 災害の発生状況及び被害状況																																					
	5 各災害応急対策の実施状況																																					
1-3-69	<p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="268 1294 850 1753"> <thead> <tr> <th>(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 気象予報・警報等の伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 避難勧告等の情報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 災害発生状況及び被害状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="268 1753 850 2067"> <thead> <tr> <th>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 避難勧告等の情報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 災害発生状況及び被害状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> </tbody> </table>	(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手			1 気象予報・警報等の伝達		2 避難勧告等の情報		3 災害発生状況及び被害状況		4 各災害応急対策の実施状況	(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局			1 避難勧告等の情報		2 災害発生状況及び被害状況		3 各災害応急対策の実施状況	<p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="882 1294 1461 1753"> <thead> <tr> <th>(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 気象予報・警報等の伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 避難指示等の情報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 災害発生状況及び被害状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="882 1753 1461 2067"> <thead> <tr> <th>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 避難指示等の情報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 災害発生状況及び被害状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> </tbody> </table>	(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手			1 気象予報・警報等の伝達		2 避難指示等の情報		3 災害発生状況及び被害状況		4 各災害応急対策の実施状況	(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局			1 避難指示等の情報		2 災害発生状況及び被害状況		3 各災害応急対策の実施状況
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手																																						
	1 気象予報・警報等の伝達																																					
	2 避難勧告等の情報																																					
	3 災害発生状況及び被害状況																																					
	4 各災害応急対策の実施状況																																					
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局																																						
	1 避難勧告等の情報																																					
	2 災害発生状況及び被害状況																																					
	3 各災害応急対策の実施状況																																					
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手																																						
	1 気象予報・警報等の伝達																																					
	2 避難指示等の情報																																					
	3 災害発生状況及び被害状況																																					
	4 各災害応急対策の実施状況																																					
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局																																						
	1 避難指示等の情報																																					
	2 災害発生状況及び被害状況																																					
	3 各災害応急対策の実施状況																																					

<p>(株)読売新聞 社盛岡支局</p> <p>(株)河北新報 社盛岡総局</p> <p>(株)産業経済 新聞社盛岡支 局</p> <p>(株)日本経済 新聞社盛岡支 局</p> <p>(株)岩手日日 新聞社</p> <p>(株)デーリー 東北新聞社盛 岡支局</p> <p>(株)日本農業 新聞東北支所</p> <p>(株)日刊工業 新聞社東北・ 北海道総局</p> <p>(一社)共同通 信社盛岡支局</p> <p>(株)時事通信 社盛岡支局</p> <p>(有)盛岡タイ ムス社</p>	<p>[略]</p>	<p>(株)読売新聞 社盛岡支局</p> <p>(株)河北新報 社盛岡総局</p> <p>(株)産業経済 新聞社盛岡支 局</p> <p>(株)日本経済 新聞社盛岡支 局</p> <p>(株)岩手日日 新聞社</p> <p>(株)デーリー 東北新聞社盛 岡支局</p> <p>(株)日本農業 新聞東北支所</p> <p>(株)日刊工業 新聞社東北・ 北海道総局</p> <p>(一社)共同通 信社盛岡支局</p> <p>(株)時事通信 社盛岡支局</p> <p>(有)盛岡タイ ムス社</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

1-3-71	<p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県民等に対する広報</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 広報の優先順位</p> <p>○ 災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="268 481 853 1070"> <tr> <td>① 災害の発生状況</td> <td>⑦ 毛布等の生活関連物資の配給</td> </tr> <tr> <td>② 災害発生時の注意事項</td> <td>⑧ 安否情報</td> </tr> <tr> <td>③ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令状況</td> <td>⑨ ライフラインの応急復旧の見通し</td> </tr> <tr> <td>④ 道路及び交通情報</td> <td>⑩ 生活相談の受付</td> </tr> <tr> <td>⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況</td> <td>⑪ 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> <tr> <td>⑥ 給食、給水の実施</td> <td>⑫ その他の生活関連情報</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	① 災害の発生状況	⑦ 毛布等の生活関連物資の配給	② 災害発生時の注意事項	⑧ 安否情報	③ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令状況	⑨ ライフラインの応急復旧の見通し	④ 道路及び交通情報	⑩ 生活相談の受付	⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況	⑪ 各災害応急対策の実施状況	⑥ 給食、給水の実施	⑫ その他の生活関連情報	<p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県民等に対する広報</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 広報の優先順位</p> <p>○ 災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="877 481 1471 1070"> <tr> <td>① 災害の発生状況</td> <td>⑦ 毛布等の生活関連物資の配給</td> </tr> <tr> <td>② 災害発生時の注意事項</td> <td>⑧ 安否情報</td> </tr> <tr> <td>③ <u>避難指示等</u>の発令状況</td> <td>⑨ ライフラインの応急復旧の見通し</td> </tr> <tr> <td>④ 道路及び交通情報</td> <td>⑩ 生活相談の受付</td> </tr> <tr> <td>⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況</td> <td>⑪ 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> <tr> <td>⑥ 給食、給水の実施</td> <td>⑫ その他の生活関連情報</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	① 災害の発生状況	⑦ 毛布等の生活関連物資の配給	② 災害発生時の注意事項	⑧ 安否情報	③ <u>避難指示等</u> の発令状況	⑨ ライフラインの応急復旧の見通し	④ 道路及び交通情報	⑩ 生活相談の受付	⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況	⑪ 各災害応急対策の実施状況	⑥ 給食、給水の実施	⑫ その他の生活関連情報
① 災害の発生状況	⑦ 毛布等の生活関連物資の配給																									
② 災害発生時の注意事項	⑧ 安否情報																									
③ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令状況	⑨ ライフラインの応急復旧の見通し																									
④ 道路及び交通情報	⑩ 生活相談の受付																									
⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況	⑪ 各災害応急対策の実施状況																									
⑥ 給食、給水の実施	⑫ その他の生活関連情報																									
① 災害の発生状況	⑦ 毛布等の生活関連物資の配給																									
② 災害発生時の注意事項	⑧ 安否情報																									
③ <u>避難指示等</u> の発令状況	⑨ ライフラインの応急復旧の見通し																									
④ 道路及び交通情報	⑩ 生活相談の受付																									
⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況	⑪ 各災害応急対策の実施状況																									
⑥ 給食、給水の実施	⑫ その他の生活関連情報																									
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>																									

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-87	<p>第7節 公安警備計画</p> <p>第1～第3 [略]</p>	<p>第7節 公安警備計画</p> <p>第1～第3 [略]</p>
1-3-88	<p>第4 実施要領</p>	<p>第4 実施要領</p>
1-3-90	<p>1～7 [略]</p>	<p>1～7 [略]</p>
	<p>8 二次災害の防止</p> <p>○ 公安部長は、二次災害の危険場所等を把握するため、警察署ごとに調査（情報）班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>○ 公安部長は、二次災害の危険場所等を把握した場合は、市町村本部長に伝達するとともに、必要に応じて、<u>避難勧告</u>等を行う。</p> <p>[略]</p>	<p>8 二次災害の防止</p> <p>○ [公安部長は、二次災害の危険場所等を把握するため、警察署ごとに調査（情報）班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>○ 公安部長は、二次災害の危険場所等を把握した場合は、市町村本部長に伝達するとともに、必要に応じて、<u>避難指示</u>等を行う。</p> <p>[略]</p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-92</p> <p>1-3-94</p>	<p>第8節 消防活動計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 消防機関の長の措置</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 避難対策活動</p> <p>○ 消防機関の長は、あらかじめ、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u>の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。</p> <p>○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u>の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。</p> <p>○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u>の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。</p> <p>○ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。 [略]</p>	<p>第8節 消防活動計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 消防機関の長の措置</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 避難対策活動</p> <p>○ 消防機関の長は、あらかじめ、<u>避難指示等</u>の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。</p> <p>○ <u>避難指示等</u>の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。</p> <p>○ <u>避難指示等</u>の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。</p> <p>○ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																								
<p>1-3-108</p> <p>1-3-109</p>	<p>第11節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 災害派遣時に実施する救援活動</p> <p>○ 自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="276 528 839 981"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>県計画の該当章節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>避難への援助</td> <td>避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td> <td>第3章第15節</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	項目	内容	県計画の該当章節	[略]	[略]	[略]	避難への援助	避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第15節	[略]	[略]	[略]	<p>第11節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 災害派遣時に実施する救援活動</p> <p>○ 自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="877 528 1441 981"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>県計画の該当章節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>避難への援助</td> <td>避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td> <td>第3章第15節</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	項目	内容	県計画の該当章節	[略]	[略]	[略]	避難への援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第15節	[略]	[略]	[略]
項目	内容	県計画の該当章節																								
[略]	[略]	[略]																								
避難への援助	避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第15節																								
[略]	[略]	[略]																								
項目	内容	県計画の該当章節																								
[略]	[略]	[略]																								
避難への援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第15節																								
[略]	[略]	[略]																								
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>																									

頁	現 計 画	修 正 案														
1-3-114	第12節 防災ボランティア活動計画 第1・第2 [略]	第12節 防災ボランティア活動計画 第1・第2 [略]														
1-3-115	第3 実施要領 1 [略]	第3 実施要領 1 [略]														
1-3-116	2 防災ボランティアの受入れ ○ [略] ○ 日赤地区等及び市町村社協は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。	2 防災ボランティアの受入れ ○ [略] ○ 日赤地区等及び市町村社協は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。														
1-3-117	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">ア 防災ボランティア活動の内容</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">イ 防災ボランティア活動の時期及び活動区域</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">オ 被害状況、危険箇所等に関する情報</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">キ その他必要な事項</td> </tr> </table>	ア 防災ボランティア活動の内容	イ 防災ボランティア活動の時期及び活動区域	ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名	エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）	オ 被害状況、危険箇所等に関する情報	カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報	キ その他必要な事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">ア 防災ボランティア活動の内容</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">イ 防災ボランティア活動の時期及び活動区域</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">オ 被害状況、危険箇所等に関する情報</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">キ その他必要な事項</td> </tr> </table>	ア 防災ボランティア活動の内容	イ 防災ボランティア活動の時期及び活動区域	ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名	エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）	オ 被害状況、危険箇所等に関する情報	カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報	キ その他必要な事項
ア 防災ボランティア活動の内容																
イ 防災ボランティア活動の時期及び活動区域																
ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名																
エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）																
オ 被害状況、危険箇所等に関する情報																
カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報																
キ その他必要な事項																
ア 防災ボランティア活動の内容																
イ 防災ボランティア活動の時期及び活動区域																
ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名																
エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）																
オ 被害状況、危険箇所等に関する情報																
カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報																
キ その他必要な事項																
1-3-117	[略]	○ <u>県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u> [略]														
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正 ○ 法令等の改正に伴う修正															

頁	現 計 画				修 正 案																			
1-3-120	第14節 災害救助法の適用計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 法適用の基準				第14節 災害救助法の適用計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 法適用の基準																			
1-3-121	<p>○ 法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因による災害によって市町村の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。</p> <p>ア 市町村の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合 （市町村人口は、平成27年国勢調査に基づく）</p>				<p>○ 法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因による災害によって市町村の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。</p> <p>ア 市町村の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合 （市町村人口は、令和2年国勢調査に基づく）</p>																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法適用基準</th> <th rowspan="2">小災害内規運用基準（滅失世帯）</th> </tr> <tr> <th>市町村人口に 応じた 滅失世帯 (令1-1-1)</th> <th>県内 1,500 世帯減 失で市 町村人 口に応 じた滅 失世帯 (令1-1-2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村人口区分</td> <td>左の区分に該当する市町村</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		法適用基準		小災害内規運用基準（滅失世帯）	市町村人口に 応じた 滅失世帯 (令1-1-1)	県内 1,500 世帯減 失で市 町村人 口に応 じた滅 失世帯 (令1-1-2)	市町村人口区分	左の区分に該当する市町村				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法適用基準</th> <th rowspan="2">県内 1,500世帯減失で市町村人口に 応じた滅失世帯 (令1-1-2)</th> </tr> <tr> <th>市町村人口に 応じた 滅失世帯 (令1-1-1)</th> <th>市町村人口に 該当する市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村人口区分</td> <td>左の区分に該当する市町村</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		法適用基準		県内 1,500世帯減失で市町村人口に 応じた滅失世帯 (令1-1-2)	市町村人口に 応じた 滅失世帯 (令1-1-1)	市町村人口に 該当する市町村	市町村人口区分	左の区分に該当する市町村	
法適用基準		小災害内規運用基準（滅失世帯）																						
市町村人口に 応じた 滅失世帯 (令1-1-1)	県内 1,500 世帯減 失で市 町村人 口に応 じた滅 失世帯 (令1-1-2)																							
市町村人口区分	左の区分に該当する市町村																							
法適用基準		県内 1,500世帯減失で市町村人口に 応じた滅失世帯 (令1-1-2)																						
市町村人口に 応じた 滅失世帯 (令1-1-1)	市町村人口に 該当する市町村																							
市町村人口区分	左の区分に該当する市町村																							
	[略]	[略]	[略]	15世帯以上 30世帯未満	[略]	[略]	[略]	[略]																
	5,000人以上 15,000人未満	葛巻町、岩手町、西和賀町、平泉町、住田町、大槌町、岩泉町、軽米町、九戸村、一戸町	40世帯以上	20世帯以上	20世帯以上	40世帯以上	20世帯以上	葛巻町、岩手町、西和賀町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、軽米町、九戸村、一戸町																

	15,000人以上 30,000人未満	八幡平市、遠野市、陸前高田市、二戸市、雫石町、矢巾町、金ヶ崎町、山田町、洋野町	50世帯以上	25世帯以上	25世帯以上 50世帯未満	15,000人以上 30,000人未満	八幡平市、遠野市、陸前高田市、二戸市、雫石町、矢巾町、金ヶ崎町、洋野町	50世帯以上	25世帯以上
	[略]	[略]	[略]	[略]	30世帯以上 60世帯未満	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	40世帯以上 80世帯未満	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	50世帯以上 100世帯未満	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	75世帯以上 150世帯未満	[略]	[略]	[略]	[略]
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯が滅失した場合（令1-1-3） ・ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合（令1-1-4） 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯が滅失した場合（令1-1-3） ・ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合（令1-1-4） 				
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基本計画の修正に伴う修正 ○ 法令等の改正に伴う修正 ○ 令和2年国勢調査の実施に伴う修正 								

頁	現 計 画	修 正 案																																												
1-3-124	<p>第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な<u>避難勧告及び避難指示（緊急）並びに屋内安全確保の指示のほか、避難行動要支援者その他の特に避難行動に時間を要する者に対して、避難準備・高齢者等避難開始（以下本節中「避難勧告等」という。）</u>を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 市町村は、<u>避難勧告等</u>の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難勧告等</p> <table border="1" data-bbox="272 931 847 1704"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕</td> <td>必要と認める地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 〔災害対策基本法第61条〕</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="272 1749 847 2074"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復興防災部</td> <td>防災課</td> <td>—</td> <td>市町村長に代わって行う避難のための立退き<u>勧告等</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	実施機関	担当業務	市町村本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕	[略]	[略]	第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	必要と認める地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 〔災害対策基本法第61条〕	[略]	[略]	部	課等	地方支部班	担当業務	復興防災部	防災課	—	市町村長に代わって行う避難のための立退き <u>勧告等</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な<u>避難指示等</u>を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 市町村は、<u>避難指示等</u>の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難指示等</p> <table border="1" data-bbox="879 931 1453 1704"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td><u>必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者</u>に対する避難のための立退き指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕</td> <td>必要と認める地域の<u>必要と認める住民、滞在者その他の者</u>に対する避難のための立退き指示 〔災害対策基本法第61条〕</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="879 1749 1453 2074"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復興防災部</td> <td>防災課</td> <td>—</td> <td>市町村長に代わって行う避難のための立退き<u>指示等</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	実施機関	担当業務	市町村本部長	<u>必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者</u> に対する避難のための立退き指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕	[略]	[略]	第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	必要と認める地域の <u>必要と認める住民、滞在者その他の者</u> に対する避難のための立退き指示 〔災害対策基本法第61条〕	[略]	[略]	部	課等	地方支部班	担当業務	復興防災部	防災課	—	市町村長に代わって行う避難のための立退き <u>指示等</u>	[略]	[略]	[略]	[略]
実施機関	担当業務																																													
市町村本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕																																													
[略]	[略]																																													
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	必要と認める地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 〔災害対策基本法第61条〕																																													
[略]	[略]																																													
部	課等	地方支部班	担当業務																																											
復興防災部	防災課	—	市町村長に代わって行う避難のための立退き <u>勧告等</u>																																											
[略]	[略]	[略]	[略]																																											
実施機関	担当業務																																													
市町村本部長	<u>必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者</u> に対する避難のための立退き指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕																																													
[略]	[略]																																													
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	必要と認める地域の <u>必要と認める住民、滞在者その他の者</u> に対する避難のための立退き指示 〔災害対策基本法第61条〕																																													
[略]	[略]																																													
部	課等	地方支部班	担当業務																																											
復興防災部	防災課	—	市町村長に代わって行う避難のための立退き <u>指示等</u>																																											
[略]	[略]	[略]	[略]																																											

1-3-126	第3 実施要領 1 避難勧告等	第3 実施要領 1 避難指示等
	<p>(1) 避難勧告等の実施及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時期を失することなく、<u>避難勧告等</u>を行う。 ○ 国土交通省、気象庁及び県は、<u>避難勧告等</u>の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。 ○ 市町村本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、<u>住民に対する避難準備及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で避難準備・高齢者等避難開始を発令すること</u>を検討する。 ○ 市町村本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う<u>場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物への移動又は屋内安全確保を指示</u>することができる。 ○ 市町村は、<u>避難勧告等</u>の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。 ○ 県その他の防災関係機関は、市町村から求めがあった場合には、<u>避難勧告等</u>の対象地域等について助言する。 <p>1-3-127</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、台風等、災害の発生が予想される場合には、盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チーム」を設置する。同チームは、市町村の<u>避難勧告等</u>の発令状況を確認するとともに、チーム内で情報や知見を共有し、<u>避難勧告等</u>の対象となる市町村及び助言内容を検討する。 ○ 県は、「風水害対策支援チーム」で検討した、<u>避難勧告等</u>発令を判断するための情報や助言内容等について、市町村長等へ伝達する。 ○ 市町村は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の<u>避難勧告等</u>、特に<u>避難指示（緊急）</u>の発令と日中の避難完了に努める。 	<p>(1) 避難指示等の実施及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時期を失することなく、<u>避難指示等</u>を行う。 ○ 国土交通省、気象庁及び県は、<u>避難指示等</u>の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。 ○ 市町村本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、<u>住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令すること</u>を検討する。 ○ 市町村本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う<u>おそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示</u>することができる。 ○ 市町村は、<u>避難指示等</u>の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。 ○ 県その他の防災関係機関は、市町村から求めがあった場合には、<u>避難指示等</u>の対象地域等について助言する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、台風等、災害の発生が予想される場合には、盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チーム」を設置する。同チームは、市町村の<u>避難指示等</u>の発令状況を確認するとともに、チーム内で情報や知見を共有し、<u>避難指示等</u>の対象となる市町村及び助言内容を検討する。 ○ 県は、「風水害対策支援チーム」で検討した、<u>避難指示等</u>発令を判断するための情報や助言内容等について、市町村長等へ伝達する。 ○ 市町村は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の<u>避難情報</u>、特に<u>避難指示</u>の発令と日中の避難完了に努める。

- 市町村本部長は、避難勧告等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- 実施責任者は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。
- 県その他の防災関係機関は、市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の解除について助言する。

(2) 避難勧告等の内容

- 実施責任者は、次の内容を明示して、避難勧告等を行う。

ア 発令者	エ 避難対象	カ 避難先
イ 避難勧告	地域	キ 避難経路
等の日時	オ 避難対象	ク その他必
ウ 避難勧告	者及びとる	要な事項
等の理由	べき行動	

(3) 避難勧告等の周知

- ア 地域住民等への周知
- 市町村は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難勧告等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。
- 実施責任者は、避難勧告等の内容を、市町村防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。
また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。
- 実施責任者は、災害の種別に応じた避難勧告等の伝達文をあらかじめ作成しておく。
- 市町村は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- 避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊娠

- 市町村本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- 実施責任者は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。
- 県その他の防災関係機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の解除について助言する。

(2) 避難指示等の内容

- 実施責任者は、次の内容を明示して、避難指示等を行う。

ア 発令者	エ 避難対象	カ 避難先
イ 避難指示	地域	キ 避難経路
等の日時	オ 避難対象	ク その他必
ウ 避難指示	者及びとる	要な事項
等の理由	べき行動	

(3) 避難指示等の周知

- ア 地域住民等への周知
- 市町村は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。
- 実施責任者は、避難指示等の内容を、市町村防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。
また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。
- 実施責任者は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。
- 市町村は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊娠

<p>1-3-128</p>	<p>婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難勧告等の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。 ○ [略] ○ 市町村本部長は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する（分散避難）。 ○ 避難勧告等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。 [略] <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。 [報告又は通知事項] <table border="1" data-bbox="272 929 847 1198"> <tr> <td>① 避難勧告等を行った者</td> <td>④ 避難対象地域</td> </tr> <tr> <td>② 避難勧告等の理由</td> <td>⑤ 避難先</td> </tr> <tr> <td>③ 避難勧告等の発令時刻</td> <td>⑥ 避難者数</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	① 避難勧告等を行った者	④ 避難対象地域	② 避難勧告等の理由	⑤ 避難先	③ 避難勧告等の発令時刻	⑥ 避難者数	<p>婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。 ○ [略] ○ 市町村本部長は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する（分散避難）。 ○ 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。 [略] <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施責任者は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。 [報告又は通知事項] <table border="1" data-bbox="879 929 1453 1198"> <tr> <td>① 避難指示等を行った者</td> <td>④ 避難対象地域</td> </tr> <tr> <td>② 避難指示等の理由</td> <td>⑤ 避難先</td> </tr> <tr> <td>③ 避難指示等の発令時刻</td> <td>⑥ 避難者数</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	① 避難指示等を行った者	④ 避難対象地域	② 避難指示等の理由	⑤ 避難先	③ 避難指示等の発令時刻	⑥ 避難者数
① 避難勧告等を行った者	④ 避難対象地域													
② 避難勧告等の理由	⑤ 避難先													
③ 避難勧告等の発令時刻	⑥ 避難者数													
① 避難指示等を行った者	④ 避難対象地域													
② 避難指示等の理由	⑤ 避難先													
③ 避難指示等の発令時刻	⑥ 避難者数													
<p>1-3-131</p>	<p>4 避難場所の開放</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、避難勧告等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開放する。 [略] <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) 指定避難所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 市町村本部長は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。 <p>ア 開設日時及び場所 岩手県地域防災計画（本編）第3章 災害応急対策計画</p>	<p>4 避難場所の開放</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、避難指示等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開放する。 [略] <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) 指定避難所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 市町村本部長は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。 <p>ア 開設日時及び場所 岩手県地域防災計画（本編）第3章 災害応急対策計画</p>												
<p>1-3-132</p>	<p>イ 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数 ウ 開設期間の見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。 	<p>イ 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数 ウ 開設期間の見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。 												

	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>災害により、 現に被害を受 けるおそれの ある者</td> <td>ア 避難<u>勧告</u>等をした場合の 避難者 イ 避難<u>勧告</u>等はないが、 緊急に避難することが必要 である者</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。</p> <p>[略]</p> <p>6・7 [略]</p>	区分	対象者	[略]	[略]	災害により、 現に被害を受 けるおそれの ある者	ア 避難 <u>勧告</u> 等をした場合の 避難者 イ 避難 <u>勧告</u> 等はないが、 緊急に避難することが必要 である者	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>災害により、 現に被害を受 けるおそれの ある者</td> <td>ア 避難<u>指示</u>等をした場合の 避難者 イ 避難<u>指示</u>等はないが、 緊急に避難することが必要 である者</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。</p> <p>○ <u>市町村本部長は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>[略]</p> <p>6・7 [略]</p> <p>8 広域避難</p> <p>(1) 県内広域避難</p> <p>○ <u>災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。</u></p> <p>○ <u>協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。</u></p> <p>○ <u>協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。</u></p> <p>○ 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の</p>	区分	対象者	[略]	[略]	災害により、 現に被害を受 けるおそれの ある者	ア 避難 <u>指示</u> 等をした場合の 避難者 イ 避難 <u>指示</u> 等はないが、 緊急に避難することが必要 である者
区分	対象者													
[略]	[略]													
災害により、 現に被害を受 けるおそれの ある者	ア 避難 <u>勧告</u> 等をした場合の 避難者 イ 避難 <u>勧告</u> 等はないが、 緊急に避難することが必要 である者													
区分	対象者													
[略]	[略]													
災害により、 現に被害を受 けるおそれの ある者	ア 避難 <u>指示</u> 等をした場合の 避難者 イ 避難 <u>指示</u> 等はないが、 緊急に避難することが必要 である者													
1-3-133														
1-3-134														

避難等の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

○ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

○ 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。

[法令に基づく報告又は義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第61条の4第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第61条の4第6項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
	県内広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れて	災害対策基本法第61条の4第7項、災害対策基本法施行規

1-3-135

		<p>いる公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</p> <p>3 公示</p> <p>4 県本部長</p>	<p>則第2条の3第2項</p>
協議 先市 長村 長	受入施設を決定したとき	<p>受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</p>	<p>災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項</p>
		<p>協議元市町村本部長</p>	<p>災害対策基本法第61条の4第5項</p>
	<p>県内広域避難の必要がなくなつた旨の通知を受けたとき</p>	<p>受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</p>	<p>災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項</p>
〔県本部の担当〕			
部	課	地方支部班	担当業務
ふるさと振興部	交通政策室	総務班	県内広域避難に係る輸送手段の確保支援等

復興 防災 部	復興く らし再 建課	福祉環 境班	協議元市町村本 部長又は協議先 市町村長からの 報告又は通知の 受理
---------------	------------------	-----------	--

(2) 県外広域避難

- 県外広域避難の必要があると認める市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本節中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、避難者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告 又は 通知 義務 者	報告又 は通知 の時期	報告又は通知先	根拠法 令
県本 部長	県外広 域避難 の協議 をしよ うとす るとき	内閣総理大臣	災害対 策基本 法第 61 条の 5 第 3 項

		受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第9項
		県内広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第12項
	協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

<p>県外広域避難の必要がなく<u>なったと認めるとき</u></p>	<p>1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</p>	<p>災害対策基本法第61条の9第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項</p>
-------------------------------------	--	--

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
ふるさと振興部	交通政策室	総務班	県外広域避難に係る輸送手段の確保支援等
復興防災部	復興くらし再建課	福祉環境班	1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告

(3) 他都道府県からの広域避難受入れ

- 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。
- 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。

○ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第61条の5第8項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第61条の5第13項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第6項、
		県本部長	災害対策基本法第61条の5第7項

<p>他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</p>	<p>受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</p>	<p>災害対策基本法第61条の5第14項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項</p>
---	--	--

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
<p>ふるさと振興部</p>	<p>交通政策室</p>	<p>総務班</p>	<p>他都道府県からの広域避難に係る輸送手段の確保への支援等</p>
<p>復興防災部</p>	<p>復興くらし再建課</p>	<p>福祉環境班</p>	<p>協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等</p>

<p>1-3-138</p> <p>1-3-140</p>	<p><u>8 広域一時滞在</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>他都道府県広域一時滞在</u> [略]</p> <p>(4) <u>広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制</u></p> <p>○ <u>県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受け入れた市町村長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</u></p>	<p><u>9 広域一時滞在</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>他都道府県からの広域一時滞在受入れ</u> [略]</p>
<p>1-3-142</p>	<p><u>9 住民等に対する情報等の提供体制</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報管理を徹底する。</p> <p>○ <u>居住地以外の市町村に避難する被災者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</u></p>	<p><u>10 住民等に対する情報等の提供体制</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報管理を徹底する。</p> <p>○ <u>広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-163	<p>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。</u></p> <p>[略]</p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-198</p> <p>1-3-199</p> <p>1-3-200</p>	<p>第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 実施要領</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 二次災害の防止対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県及び市町村は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第15節「避難・救出計画」に定める避難<u>勧告</u>等の発令等の措置をとる。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 関係機関との連携強化</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) 道路施設</p> <p>○ 実施機関は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。</p> <p>[略]</p>	<p>第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 実施要領</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 二次災害の防止対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県及び市町村は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第15節「避難・救出計画」に定める避難<u>指示</u>等の発令等の措置をとる。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 関係機関との連携強化</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) 道路施設</p> <p>○ 実施機関は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。</p> <p>○ <u>県は、市町村が管理する県道又は市町村道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、当該市町村から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 法令等の改正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-4-4	<p>第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活の確保</p> <p>1~4 [略]</p>	<p>第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活の確保</p> <p>1~4 [略]</p>
1-4-6	<p>5 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県が実施主体となり、市町村が申請書類の受け付け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された<u>(公財) 都道府県会館</u>に委託し実施する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村</p>	<p>5 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県が実施主体となり、市町村が申請書類の受け付け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された<u>公益財団法人都道府県センター</u>に委託し実施する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、<u>支援法の対象となる自然災害</u>は次のとおりである。</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号の<u>いずれかに</u>該当する被害が発生した市町村における<u>自然災害</u></p> <p>② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における<u>自然災害</u></p>
1-4-7	<p>③ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)</p> <p>⑤ ①から③の区域に隣接し、<u>5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村</u>(人口10万人未満に限る。)</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合における<u>市町村</u>(人口10万未満のものに限る。)の<u>区域であって、その自然災害により5(人口5万未満の市町村にあっては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村</u></p> <p>○ 支援金の支給対象 支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯</p> <p>① 住宅が「全壊」した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、<u>その住宅をやむを得ず解体した世帯</u></p>	<p>③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における<u>自然災害</u></p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県<u>区域内で</u>、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)<u>における自然災害</u></p> <p>⑤ <u>5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①から③の区域に隣接する市町村</u>(人口10万人未満に限る。)<u>における自然災害</u></p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、<u>5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村</u>(人口10万人未満のものに限る。)<u>又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村</u>(人口5万人未満に限る)</p> <p>○ 支援金の支給対象 支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯</p> <p>① <u>居住する住宅が「全壊」した世帯</u></p> <p>② <u>居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体される</u></p>

③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯

④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

○ 支援金の支給
 ≪複数世帯の場合≫
 （単位：万円）

区分	住宅の 再建方 法	基礎支 援金	加算支 援金	合計
全壊世帯 等	建設・ 購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・ 購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

≪単数世帯の場合≫
 （単位：万円）

区分	住宅の再建 方法	基礎支 援金	加算支 援金	合計
全壊 世帯 等	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規 模 半壊 世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

[略]

に至った世帯（解体世帯）

③ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）

④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

⑤ ②から④までの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

○ 支援金の支給
 ≪複数世帯の場合≫
 （単位：万円）

区分	住宅の 再建方 法	基礎支 援金	加算支 援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難 世帯	建設・ 購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・ 購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模 半壊世帯	建設・ 購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借	—	25	25

≪単数世帯の場合≫
 （単位：万円）

区分	住宅の再建 方法	基礎支 援金	加算支 援金	合計
全壊 世帯 等	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規 模 半壊 世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規 模 半壊 世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借	—	18.75	18.75

[略]

修正理由 ○ 防災基本計画の修正に伴う修正
 ○ 法令等の改正に伴う修正